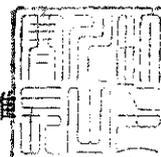




令和3年6月7日

さむかわ男女共同参画プラン推進協議会会長 様

寒川町長 木村 俊雄



「寒川町パートナーシップ宣誓制度」(素案) についての意見について
(照会)

梅雨の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当町の行政運営につきましては、格別なご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第5次さむかわ男女共同参画プラン(令和3年度～令和6年度)において、個人個人の人権尊重の意識の向上が大きな課題の1つとなっており、性的マイノリティに対する認知は進みつつありますが、周囲の無理解や偏見もまだ存在しております。

「寒川町パートナーシップ宣誓制度」とは、様々な事情によって婚姻の届出ができず、悩みや生きづらさを抱えているパートナーシップのある二人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、町がその事実を公的に証するものです。

つきましては、当町において、全ての町民がお互いの人権を尊重し、性的マイノリティをはじめとする多様性を認め合いながら、差別や偏見のない、誰もが生きやすい社会の実現をめざして制度導入を進めてまいります。

お忙しいところ恐縮ですが、別紙「寒川町パートナーシップ宣誓制度」(素案)について、ご意見等をいただけますようお願いいたします。

事務担当は、寒川町町民窓口課相談・人権担当
電話 0467-74-1111 内線 473、474
FAX 0467-74-2833
e-mail soudan@town.samukawa.kanagawa.jp

パートナーシップ宣誓制度の導入について

1. 制度導入の目的

平成27年度に東京都渋谷区において、全国で初めて「パートナーシップ制度」の導入がされました。この制度は、法律上の婚姻と異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、二者間の自由な意思により、お互いを人生のパートナーとして支え合い、協力し合うことを約束した関係であることを、行政が確認し、公的に認めるものです。

本町においても、全ての町民がお互いの人権を尊重し、性的マイノリティをはじめとする多様性を認め合いながら、差別や偏見のない、誰もが生きやすい社会の実現をめざして、「寒川町パートナーシップ宣誓制度」の導入を進めてまいります。

2. 県内の導入状況

県内自治体の導入状況は次のとおりです。

(1) 制度導入済 12自治体

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・大和市・葉山町

(2) 制度導入検討中 13自治体

厚木市・伊勢原市・座間市・南足柄市・綾瀬市・大磯町・二宮町・中井町・大井町・松田町・山北町・真鶴町・愛川町

(3) 導入検討なし 7自治体

平塚市・秦野市・海老名市・開成町・箱根町・湯河原町・清川村

3. 導入時期

令和4年1月

4. 対象者の要件

- ・成人していること
- ・婚姻していないこと
- ・対象の双方が町内に住所を有しているか、または一方が町内に住所を有し、他方が3月以内に町内に転入予定であること。
- ・宣誓しようとする以外のパートナーがいないこと。
- ・民法上で規定されている婚姻できない続柄ではないこと。

5. 導入に向けた今後のスケジュール

令和3年6月～7月

- ・総務常任委員会協議会報告（制度導入について）
- ・制度（要綱）素案の作成
- ・意見聴取（庁内関係部局・人権擁護委員会・男女共同参画プラン推進協議会等）

8月

- ・庁内手続き（パブリックコメントの実施について）
- ・総務常任委員会協議会（パブリックコメントの実施について）

9月～10月

- ・パブリックコメントの実施

11月

- ・庁内手続き（パブリックコメントの結果について）

12月

- ・総務常任委員会協議会（パブリックコメントの結果について）
- ・庁内手続き（制度内容の確定）
- ・関係機関等への報告

令和4年1月

- ・要綱施行
- ・周知啓発（広報、ホームページ等）

「寒川町パートナーシップ宣誓制度」(素案)

1 制度の趣旨

本町では、令和3年度から始まる町総合計画2040において「多様な主体によるまちづくりの推進」をめざしています。

一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない社会の実現をめざしパートナーシップ宣誓制度を創設します。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

2 定義

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、対等な立場で必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいいます。

(2) 宣誓 性的マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二者が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

3 宣誓者の要件

宣誓をすることができる者は、次の要件に全て該当するものとします。

(1) 民法に規定する成年に達していること。

(2) 双方が町内に住所を有していること。又は一方が町内に住所を有し、他方が3か月以内に町内への転入を予定していること。(この場合、宣誓をした日から3月以内に町内に転入したことを証明する書類(住民票の写し等)を提出すること。)

(3) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。

(4) 民法に規定する婚姻のできない続柄(近親者など)でないこと。

ただし、パートナーシップのある二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後に宣誓することができます。

4 宣誓の方法及び必要書類

宣誓をしようとする者は、町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書に自ら記入し、必要書類を添えて町長に提出します。

<必要書類>

(1) 住民票の写し等現住所を確認できる書類(宣誓日前3か月以内に発

行されたものに限る。)

(2) 戸籍抄本等婚姻をしていないことが確認できる書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、旅券、運転免許証等)

※(1)及び(2)は提出、(3)は提示

※町内への転入予定で宣誓をした者は、町内へ転入したことを証明する

(1)を後日提出

5 通称名の使用

宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。

6 町が交付する書類

(1) パートナーシップ宣誓書受領証

(2) パートナーシップ宣誓書受領証カード(希望者のみ)

※原則、即日交付します。ただし、書類の不備等があれば後日交付します。

7 再交付

受領証等の交付を受けた宣誓者は、次に掲げる事項を理由とする場合、受領証等の再交付を申請することができます。

- (1) 受領証等を紛失したとき
- (2) 受領証等をき損、又は汚損したとき
- (3) 氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったとき

8 受領証の返還

宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等を町長に返還するものとします。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方又は双方が町外に転出したとき（一時的な場合を除く。）
- (3) 宣誓が無効となったとき
- (4) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき

9 無効となる宣誓

- (1) 宣誓者の要件に反し、又は宣誓書の内容に虚偽があった、もしくは当事者間にパートナーシップを形成する意思がないときは、宣誓は

無効とします。

- (2) 町長は、必要があると認めるときは、返還又は前項により無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができるものとします。

10 その他

(1) 宣誓、受領証等の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。

(2) 町長は、この制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、町民や事業者への周知啓発に努めます。

【意見等回答様式】

令和3年 月 日

「寒川町パートナーシップ宣誓制度」(素案) について

記入者氏名()委員

- (素案) についてのご意見等をご記入ください。